

複写

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 04101003203

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

氏 名 大栄環境株式会社

代表取締役 金子 文雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日

令和5年(2023年)9月14日

許可の有効年月日

令和10年(2028年)9月13日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及び金属くず

以上5種類（水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年9月14日 新規許可 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したもの
であり、その他の用途による使用は無効とする。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求することができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。